

<p>件 名</p>	<p>栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>栃木県立宇都宮東中等教育学校が設置されることに伴い、関係する各規程について所要の改正を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 栃木県立学校の授業料等に関する規則</li> <li>(2) 県立学校職員服務規程</li> <li>(3) 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則</li> <li>(4) 義務教育等教員特別手当に関する規則</li> <li>(5) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則</li> </ul>

## 栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部改正について

教育委員会事務局高校教育課

### 1 改正の趣旨

栃木県立宇都宮東中等教育学校が設置されることに伴い、関係する各規程について所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

次の各規程の関連条項に中等教育学校を追加する改正を行う。

- (1) 栃木県立学校の授業料等に関する規則
- (2) 県立学校職員服務規程
- (3) 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則
- (4) 義務教育等教員特別手当に関する規則
- (5) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

○栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部を改正する規則

(栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正)

第1条 栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和28年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、中学校の入学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料並びに中等教育学校の入学考査料、入学料及び授業料の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p><b>第11条</b> 前条第2項第1号に該当する者として授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料等減免申請書（別記様式第1号）に別に教育長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校又は中等教育学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第15条</b> この規則に定めるもののほか、中学校の入学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料並びに中等教育学校の入学考査料、入学料及び授業料の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、中学校の入学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料_____の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p><b>第11条</b> 前条第2項第1号に該当する者として授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料等減免申請書（別記様式第1号）に別に教育長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校_____の校長に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第15条</b> この規則に定めるもののほか、中学校の入学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料_____の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「栃木県立 \_\_\_\_\_ 高等学校長」を「栃木県立 学校長」に改める。

(県立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 県立学校職員服務規程（昭和32年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、学校とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、学校とは、県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校をいう。</p> <p>2～4 略</p>

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

**第3条** 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決)</p> <p><b>第3条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 県立の中学校、<u>中等教育学校の前期課程</u>並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書<del>の採択</del></p> <p>(14)～(20) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決)</p> <p><b>第3条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 県立の中学校_____並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書<del>の採択</del></p> <p>(14)～(20) 略</p> <p>2・3 略</p>

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

**第4条** 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年栃木県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員)</p> <p><b>第2条</b> 条例第9条の6第4項に規定する高等学校、<u>中等教育学校の後期課程</u>又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p><b>第3条</b> 第1条第2号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校、<u>中等教育学校の後期課程</u>又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除</p>	<p>(権衡職員)</p> <p><b>第2条</b> 条例第9条の6第4項に規定する高等学校_____又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p><b>第3条</b> 第1条第2号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校_____又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除</p>

